

出場指令! 119

佐井消防分署
☎38-2266



平成25年 春の火災予防運動実施

期 間 4月8日(月)～4月14日(日)

標 語 「消すまでは 出ない 行かない 離れない」

県下一斉に春の火災予防運動が実施されます。この時期は、空気が乾燥し火災の起こりやすい時期となりますので、火の元には十分注意しましょう。

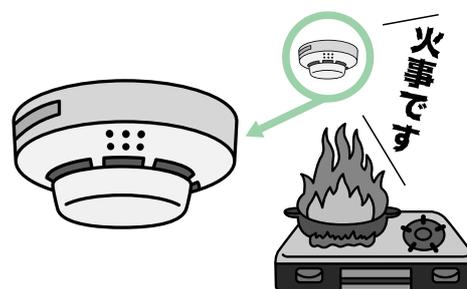
また、春の火災予防運動期間中は佐井村保育所幼年消防クラブと消防団員が合同で、防火パレードを予定しています。

みなさんの家には住宅用火災警報器は設置されていますか

住宅用火災警報器は、火災の煙や熱などを感知して、音声や警報音で知らせてくれるので、火災の早期発見に大変有効です。

近年、全国的に火災が多く発生しています。万が一に備え、尊い命や財産を守るためにも住宅用火災警報器を設置しましょう。

既に設置されているご家庭では、いざという時にきちんと警報器が作動するように、日頃の維持管理に努めてください。



119番通報は消防本部（むつ市）に接続されます

平成25年3月5日から、消防緊急通報電話（119）は、下北広域消防本部（むつ市小川町2-14-1）に接続されています。

火事、救急・救助などで消防機関に119番通報するときは、住所（市町村名から）や目標物、世帯主など災害発生場所をはっきり伝えてください。

最寄りの消防署から直ちに消防車・救急車が駆けつけます。

※携帯電話からの119番通報は、まれに他の消防本部につながる場合があります。この場合、通報内容を聴き取ってから当消防本部に伝達されるため、出勤までに相当の時間を要することになります。身近に固定電話がある場合は、固定電話からの119番通報を優先するようお願いいたします（過去にアルサスなどの海沿いの地域で、119番通報した際に北海道地区の消防本部へつながった例がありました）。



※写真は高機能指令台を整備した消防本部通信指令課の写真です。

下北管内での119番はここで受信され、最寄りの消防署へ連絡し出動するシステムです。